



法人事業税

法人が行う事業に課される税金です。

納める人

- ・ 県内に事務所・事業所(本店・支店・工場など)を設けている法人
- ・ 人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあるものや公益法人等で収益事業を行っているもの

納める額

会社には県民税と
事業税がかかるんだよ



区 分	法人の種類	所得の区分	税率					
			平成 26 年 10 月 1 日以後に開始 する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始 する事業年度	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始す る事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始 する事業年度	令和 2 年 4 月 1 日以後に開始 する事業年度	令和 4 年 4 月 1 日以後に開始 する事業年度
所得金額 に課税さ れる法人	普通法人 (一般の法人や人格 のない社団等)	所得のうち 年 400 万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち 年 400 万円を超えて 年 800 万円以下の金額	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%
		所得のうち 年 800 万円を超える金額	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
		3 以上の都道府県に事務所等を 有する法人で、資本金の額又は出 資金の額が 1,000 万円以上の法人	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
	特別法人 (医療法人、農業協 同組合、信用金庫 等)	所得のうち 年 400 万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち 年 400 万円を超える金額	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
3 以上の都道府県に事務所等を 有する法人で、資本金の額又は出 資金の額が 1,000 万円以上の法人		4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%	

納める額

法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率						
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
収入金額に課税される法人	導管ガス供給業及び保険業を行う法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	
	電気供給業を行う法人	電気供給業（発電・小売・特定卸供給事業を除く）を行う法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
		発電・小売・特定卸供給事業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人		所得割	—	—	—	—	1.85%	1.85%
			収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%
			付加価値割	—	—	—	—	0.37%	0.37%
	特定ガス供給業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.48%
			付加価値割	—	—	—	—	—	0.77%
			資本割	—	—	—	—	—	0.32%
	外形標準課税対象法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%
所得のうち年400万円を超えて年800万円以下の金額				3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	
所得のうち年800万円を超える金額				4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
3以上の都道府県に事務所等を有する法人				4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人		所得割	付加価値割	0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
			資本割	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%

申告と納税

申告と納税などは、すべて法人県民税と一緒にを行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の時期
1 中間申告 (事業年度が6月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人)	(1) 予定申告	$\frac{\text{前事業年度の法人事業税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$	事業年度開始の日 以後6月を 経過した日から 2月以内
	(2) 仮決算に 基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額等 × 税率	
2 確定申告		所得(収入)金額等 × 税率 - 中間納付額	事業年度終了の日 から2月以内

(注) 本県以外にも事務所・事業所を有する法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートルなどを基準にして、所得(収入)金額をそれぞれの都道府県ごとにあん分して計算した税額を申告し納めます。

外形標準課税制度

法人事業税

資本金の額が1億円を超える法人を対象として、法人事業税への外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。

※資本金の額は、各事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額をいいます。

※公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。

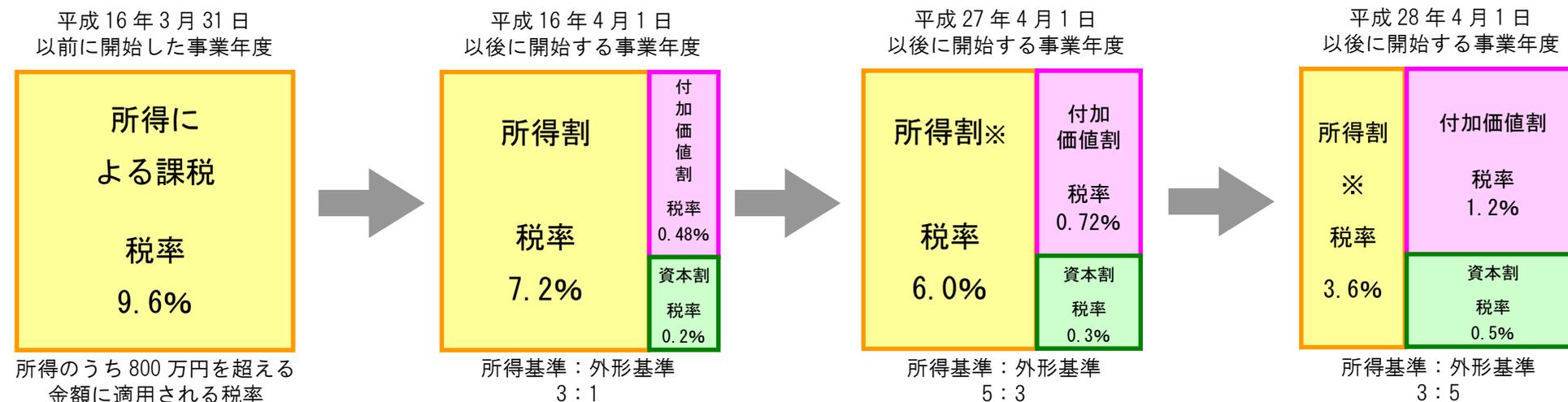
$$\text{法人事業税} = \text{所得割額} + \text{付加価値割額} + \text{資本割額}$$

税率 1.0%
税率 1.2%
税率 0.5%
(税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度のもの)

従来の所得による課税の4分の1が外形標準課税に移行し、段階的に外形標準課税分が拡大

※平成3年から平成12年の平均税収(大法人分)の4分の1(約5,100億円分)が付加価値割・資本割となるように税率が設定されました。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは段階的に外形標準課税が拡大されています。



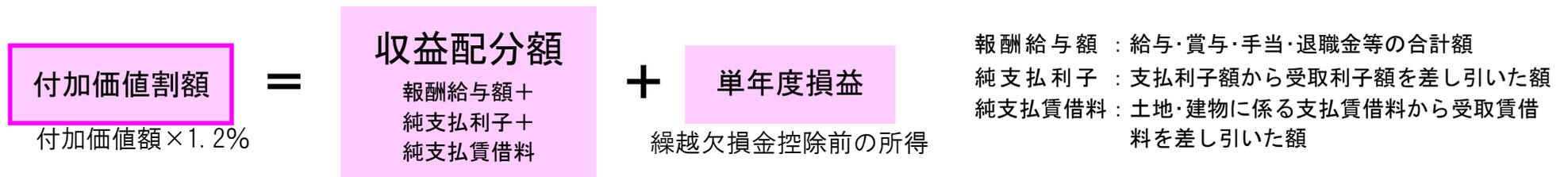
※ 所得割の税率には、地方法人特別税及び特別法人事業税を含みます。



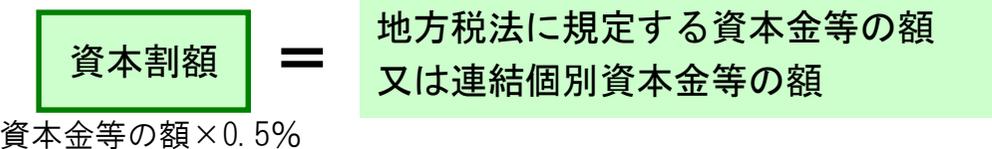
※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度分からは、段階的に外形標準課税が拡大され、所得割の税率が変わりました。

※2 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分からは、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税の創設に伴い税率が変わりました。

※3 令和4年4月1日以後に開始する事業年度分からは、外形標準課税法人に対する軽減税率が廃止され、標準税率1.0%に変わりました。



※報酬給与額のうち、収益配分額の70%を超える部分については、収益配分額から控除します。



徴収猶予

赤字が3年以上継続する法人や、創業5年以内の赤字法人を対象とする徴収猶予制度があります。(最長6年間)

【豆知識⑤】 地方法人特別税・特別法人事業税について

地方法人特別税

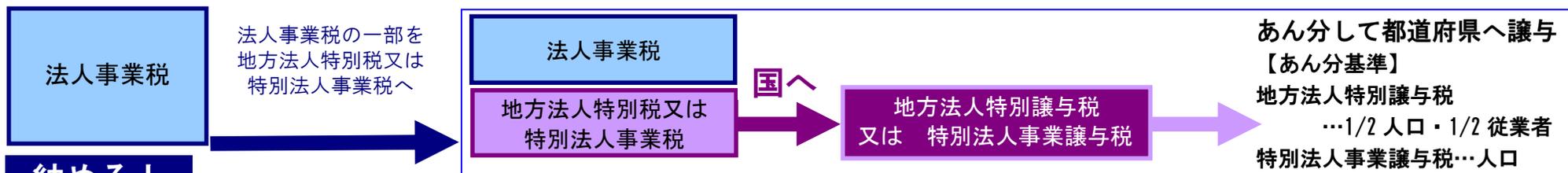
地域間の税収格差を是正するための暫定措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税(所得割、収入割)の標準税率の引き下げを行うとともに、引き下げ分に対応して地方法人特別税(国税)が創設されました。

都道府県が賦課徴収したその収入額は、人口及び従業者数に応じて地方法人特別譲与税として各都道府県に譲与されます。

特別法人事業税

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、復元される事業税の引き下げ分に対応して特別法人事業税(国税)が創設されました。

都道府県が賦課徴収したその収入額は、人口に応じて特別法人事業譲与税として各都道府県に譲与されます。



地方法人特別税又は特別法人事業税は法人事業税と併せて申告納付します。

納める人

法人の事業税(所得割又は収入割)を納める法人です。

納める額

法人区分 (法人事業税の課税内容)	課税標準	税率					
		地方法人特別税			特別法人事業税		
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割、資本割及び所得割の合算額による課税法人	基準法人所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	260%	260%	260%
所得割による課税法人(括弧書きは特別法人)	基準法人所得割額	43.2%	43.2%	43.2%	37%(34.5%)	37%(34.5%)	37%(34.5%)
収入割、付加価値割及び資本割の合算額による課税法人又は収入割及び所得割の合算額による課税法人(括弧書きは特定ガス供給業を行う法人)	基準法人収入割額	-	-	-	-	40%	40%(62.5%)
収入割による課税法人	基準法人収入割額	43.2%	43.2%	43.2%	30%	30%	30%

基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。